

山形県原料県産米価格高騰緊急支援事業費補助金 概要

[物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業]

1 事業目的

味噌や米菓などの原料米として用いられる県産加工用米の需要の維持・拡大を図るとともに、県産加工用米の急激な価格高騰による影響を緩和するため、県内食品製造事業者等に対し、令和6年から令和7年にかけて値上がりした県産加工用米の価格高騰分について補助金を交付する。

2 事業主体

県内に主たる事業所を有する次のいずれかに該当する者

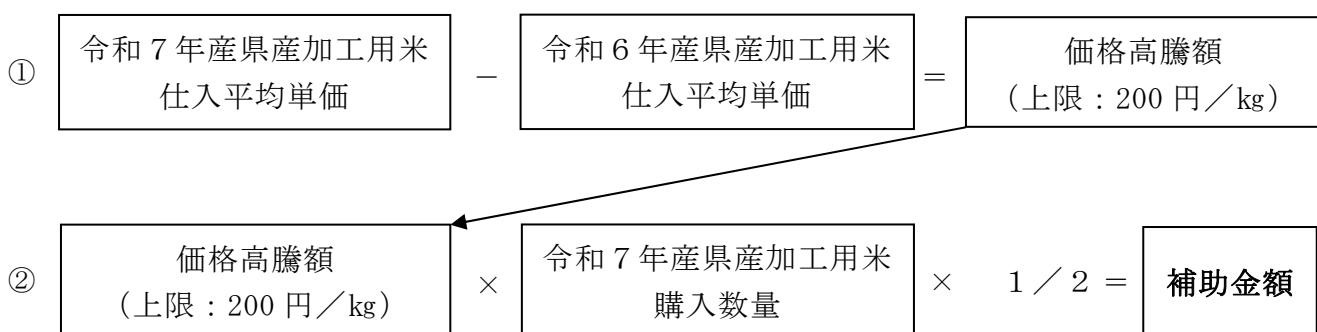
- (1) 県産加工用米※により味噌や醤油、米菓等の製造を行う食品製造事業者（ただし、清酒製造業、大企業及びみなしだ企業は除く）
(2) 中小企業等協同組合法に基づき、(1)の事業者を組合員として設立された組合

※ 加工用米は、「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成18年11月9日付け18総食第778号）に基づき、農林水産省に届け出た加工用米に限ります。「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」はこちらをご参照ください。

<https://www.maff.go.jp/seisan/jyukyu/komeisaku/attach/pdf/index-120.pdf>

3 補助金の額

令和6年産県産加工用米からの価格高騰額に令和7年産県産加工用米の購入数量を乗じた額の2分の1以内。ただし、価格高騰額の上限は200円／kgとする。



4 申請期間

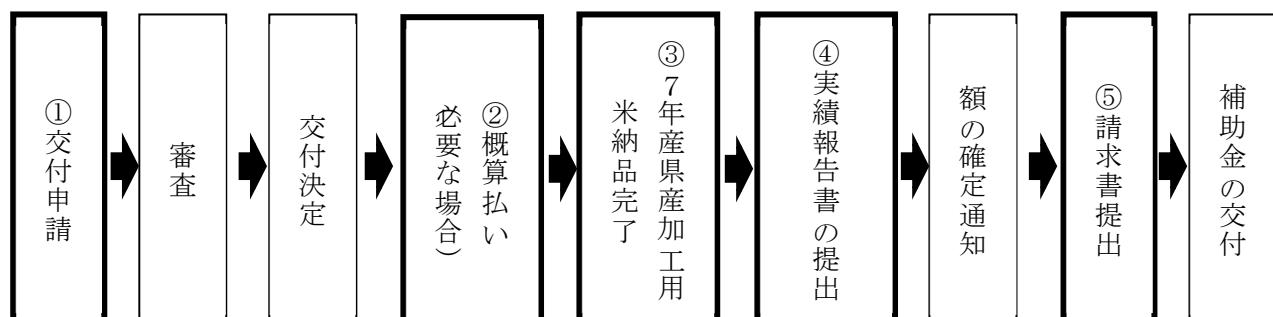
令和8年2月16日(月)10時～令和8年4月30日(木)16時

※先着順とし、予算上限に達した場合は、申請期間終了前に募集を終了します。

※提出書類が全て揃った日を受付日とします。

※本補助金への申請は、1（事業者・組合）あたり1回に限ります。

5 申請後の流れ



※①～⑤：申請者において実施するもの

6 申請書類

No.	申請に必要な書類	チェック
1	提出書類確認書（様式1）	<input type="checkbox"/>
2	令和7年度（令和8年度繰越明許費）山形県原料県産米価格高騰緊急支援事業費補助金交付申請書（規則別記様式第1号）	<input type="checkbox"/>
3	事業計画書（別記様式第1号）	<input type="checkbox"/>
4	申請時点で既に仕入れ、または今後仕入れる予定の令和7年産県産加工用米の内容（量・金額・産地）がわかる契約書又は見積書等の写し	<input type="checkbox"/>
5	申請時点で既に仕入れた令和6年産県産加工用米の内容（量・金額・産地・納品日）及び支払いしたことがわかる書類の写し	<input type="checkbox"/>
6	補助対象となる事業を営んでいることを証明する書類（営業許可証等）の写し（食品製造事業者の場合）	<input type="checkbox"/>
7	組合の登記事項証明書（登記簿謄本）の写し（組合の場合）	<input type="checkbox"/>
8	令和7年度（令和8年度繰越明許費）山形県原料県産米価格高騰緊急支援事業費補助金振込口座届出書（様式2）	<input type="checkbox"/>

7 申請方法

申請に必要な書類を揃えて、次のいずれかの方法でご提出ください。

（1）電子メール

提出先：山形県農林水産部農産物販路開拓・輸出推進課

メールアドレス：ynosansui@pref.yamagata.jp

※メールの件名に「山形県原料県産米価格高騰緊急支援事業費補助金の申請について」と記載してください。

（2）郵送（当日必着）

提出先：〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県農林水産部農産物販路開拓・輸出推進課

※封筒に「山形県原料県産米価格高騰緊急支援事業費補助金申請書 在中」などと記載してください。

【問合せ先】

山形県農林水産部農産物販路開拓・輸出推進課

TEL：023-630-3029、3191

Mail：ynosansui@pref.yamagata.jp

H P：https://www.pref.yamagata.jp/140031/r7genryoukensanmai_shien.html